

まだ、基本チェックリストの返送がお済みでない方は、お早めにお願いします。

この基本チェックリストの結果により、生活機能に低下が見られる方には介護予防事業（運動・栄養・口腔に関する教室）をご案内します。

問合せ先

役場 民生課

内線 115・1158

在宅介護支援センター

在宅の要援護高齢者または要援護となる恐れのある高齢者を抱える家族等に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、ニーズに合った各種の保健・福祉サービスが総合的に受けられるように関係機関との連絡調整を行います。

内容

- 在宅介護に関する各種相談
- 24時間の電話相談
- 面接相談
- 公的保健福祉サービスの利用手続きに関する代行申請

「基本チェックリスト」の返送をお願いします

介護保険の認定を受けていない65歳以上の皆さんに、「基本チェックリスト」をお送りしました。

☎ (441) 5155

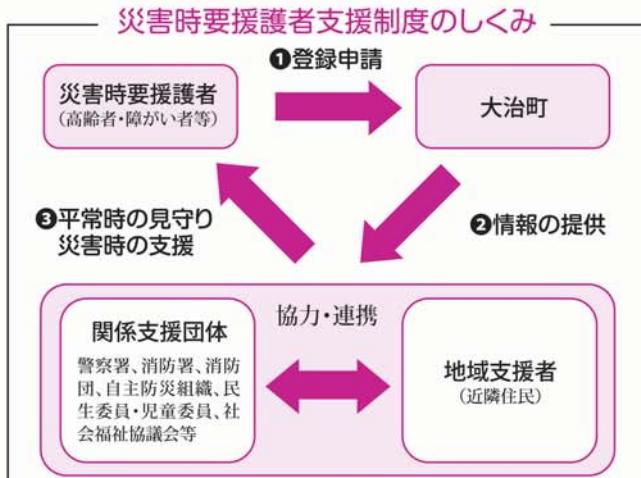
シニア向け情報

災害時要援護者支援制度の登録を

災害時要援護者支援制度とは、災害時に独り暮らし高齢者や障がいのある方など手助けを必要とする方に対する制度です。

本町の地震等災害時における安否確認や救出、避難誘導等が必要な災害時要援護者は、おおむねの基準として次のとおりです。

- 独り暮らし高齢者(65歳以上)
- 高齢者のみの世帯(75歳以上)



- 介護保険の要介護者(要介護4以上で居宅で生活する方)
- 身体障がい(児)者(身体障害者手帳2級以上)
- 知的障がい(児)者(療育手帳A判定)
- 精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級)
- 難病患者

○制度を利用するには

登録するときには、支援のために必要な個人情報を関係支援団体(警察署、消防署、消防団、自主防災組織、民生・児童委員、社会福祉協議会等)および地域支援者(近隣住民)へ情報提供することに同意が必要となります。

登録申請書には、緊急時連絡先2名分と了承を得られた地域支援者2名分の氏名・住所・電話番号の記入が必要になります。

※地域支援者とは、災害時要援護者に対する日ごろからの見守りや、災害が発生したときに災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難したりする等の支援を心掛けていただく近隣住民の方です。

問合せ先 役場 民生課

内線 165・168